

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平沼中老袋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一三三二番一地先まで</p> <p>同郡同町大字平沼字一丁田</p>	<p>比企郡川島町大字平沼字一丁田一三四一番二地先から</p>	<p>区間</p>
<p>一六・一九〇一九・五七</p>	<p>一三・六二〇一七・九七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一七・一七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>整備に係る移管</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道</p>	<p>備考</p>